

海面漁業権の免許内容

平成30年9月1日免許予定

宮崎県

区画漁業権

区画漁業権漁場計画

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第1号	1-1A号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第101号から154度13分642メートルの点 イ 基点第102号から236度55分242メートルの点 ウ 基点第102号から345度29分112メートルの点 エ 基点第101号から130度24分819メートルの点 基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり 基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯から77度21分60メートルの点 世界測地系 北緯32度42分12.965秒, 東経131度49分32.325秒 日本測地系 北緯32度42分 0.686秒, 東経131度49分41.054秒 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台 世界測地系 北緯32度41分41.735秒, 東経131度50分 2.802秒 日本測地系 北緯32度41分29.452秒, 東経131度50分11.533秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市北浦町
	1-1B号	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業			常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。		
	1-2号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第101号から186度26分604メートルの点 イ 基点第102号から233度38分943メートルの点 ウ 基点第102号から231度12分281メートルの点 エ 基点第101号から164度 595メートルの点 基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり 基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯から77度21分60メートルの点 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第2号	2-1号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 北浦町 宮野浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第102号から203度 236メートルの点 イ 基点第102号から159度21分689メートルの点 ウ 基点第102号から140度 1分520メートルの点 エ 基点第102号から193度26分118メートルの点 基点第102号の位置は次のとおり 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならない。	延岡市 北浦町
	2-2号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 北浦町 宮野浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第102号から212度52分 316メートルの点 イ 基点第102号から225度 8分1,034メートルの点 ウ 基点第102号から200度50分1,261メートルの点 エ 基点第102号から188度42分1,052メートルの点 オ 基点第102号から184度46分 473メートルの点 基点第102号の位置は次のとおり 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならない。	延岡市 北浦町
区第3号	3号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 北浦町 古江地 先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第101号から210度47分1,142メートルの点 イ 基点第102号から246度53分1,428メートルの点 ウ 基点第102号から240度11分1,528メートルの点 エ 基点第102号から233度13分1,208メートルの点 オ 基点第102号から242度44分1,072メートルの点 カ 基点第101号から195度 2分 940メートルの点 基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり 基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯から 77度21分60メートルの点 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならない。	延岡市 北浦町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第4号	4-1号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 北浦町 古江阿 蘇地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第103号から24度380メートルの点 イ 基点第103号から87度27分145メートルの点 ウ 基点第103号から88度49分570メートルの点 エ 基点第103号から55度19分685メートルの点 オ 基点第103号から30度18分447メートルの点 カ 基点第103号から33度29分409メートルの点 基点第103号の位置は次のとおり 基点第103号 延岡市北浦町三つ子鼻付近一ツ礁頂上 世界測地系 北緯32度40分46.765秒, 東経131度48分27.202秒 日本測地系 北緯32度40分34.482秒, 東経131度48分35.927秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 北浦町
	4-2号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 北浦町 古江阿 蘇地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第103号から220度100メートルの点 イ 基点第103号から220度700メートルの点 ウ 点イから343度30分370メートルの点 エ 点アから343度30分370メートルの点 基点第103号の位置は次のとおり 基点第103号 延岡市北浦町三つ子鼻付近一ツ礁頂上	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 北浦町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第5号	5-1マ号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	延岡市島浦町地先	次の基点第104号、点ア、イ及び基点第105号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 ア 基点第104号から330度300メートルの点 イ 基点第105号から 0度300メートルの点 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 基点第104号及び基点第105号の位置は次のとおり 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 世界測地系 北緯32度40分12.523秒, 東経131度48分31.043秒 日本測地系 北緯32度40分0.236秒, 東経131度48分39.768秒 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 世界測地系 北緯32度40分26.328秒, 東経131度49分 3.247秒 日本測地系 北緯32度40分14.041秒, 東経131度49分11.975秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 5-1マ号に係る上記以外の制限又は条件については下記のとおり。	延岡市島浦町
	5-1A号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）				常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	
区第5号	5-2マ号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	延岡市島浦町地先	次の基点第105号、点ア、イ、ウ、基点第107号及び基点第106号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 ア 基点第105号から0度266メートルの点 イ 基点第106号から0度401メートルの点 ウ 基点第107号から0度599メートルの点 基点第107号 延岡市島浦町野坂水道尻岩 基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端 基点第106号及び基点第107号の位置は次のとおり 基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 5-2マ号に係る上記以外の制限又は条件については下記のとおり。	延岡市島浦町
	5-2A号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）				常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	

					<p>世界測地系 北緯32度40秒20.115秒, 東経131度49分19.244秒</p> <p>日本測地系 北緯32度40分 7.826秒, 東経131度49分27.973秒</p> <p>基点第107号 延岡市島浦町野坂水道尻岩</p> <p>世界測地系 北緯32度40分 6.011秒, 東経131度49分51.578秒</p> <p>日本測地系 北緯32度39分53.720秒, 東経131度50分 0.309秒</p>		
5-3号	第1種 区画漁 業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	<p>次の基点第108号、基点第109号、基点第110号、基点第111号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端</p> <p>基点第109号 延岡市島浦町小島の北端</p> <p>基点第110号 延岡市島浦町小島の南端</p> <p>基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端</p> <p>基点第108号、基点第109号、基点第110号及び基点第111号の位置は次のとおり</p> <p>基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端</p> <p>世界測地系 北緯32度40分16.824秒, 東経131度49分22.346秒</p> <p>日本測地系 北緯32度40分 4.535秒, 東経131度49分31.075秒</p> <p>基点第109号 延岡市島浦町小島の北端</p> <p>世界測地系 北緯32度40分13.613秒, 東経131度49分33.031秒</p> <p>日本測地系 北緯32度40分 1.323秒, 東経131度49分41.761秒</p> <p>基点第110号 延岡市島浦町小島の南端</p> <p>世界測地系 北緯32度40分12.253秒, 東経131度49分33.500秒</p> <p>日本測地系 北緯32度39分59.963秒, 東経131度49分42.230秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 島浦町

					基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端 世界測地系 北緯32度40分 9.264秒, 東経131度49分34.987秒 日本測地系 北緯32度39分56.974秒, 東経131度49分43.717秒		
5-4マ号	第1種 区画漁業	くろまぐる 小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第112号から323度24分664メートルの点 イ 基点第112号から247度36分835メートルの点 ウ 基点第112号から230度36分690メートルの点 エ 基点第112号から338度24分398メートルの点 基点第112号の位置は次のとおり 基点第112号 延岡市島浦町島野浦港墓ヶ谷外防波堤外端灯台	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 5-4マ号に係る上記以外の制限又は条件については下記のとおり。	延岡市 島浦町
5-4A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）			世界測地系 北緯32度40分 8.100秒, 東経131度48分26.590秒 日本測地系 北緯32度39分55.812秒, 東経131度48分35.314秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	

記

区第5号（管理番号：5-1マ号）に係る制限または条件

1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。
ただし、生け簀の総面積が900平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：方形
規格：15メートル×15メートル
台数：4台
2. 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。

区第5号（管理番号：5-2マ号）に係る制限または条件

1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。
ただし、生け簀の総面積が4,500平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：方形
規格：30メートル×30メートル、15メートル×15メートル
台数：30メートル角4台、15メートル各4台
2. 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。

区第5号（管理番号：5-4マ号）に係る制限または条件

1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。
ただし、生け簀の総面積が4,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：方形
規格：30メートル×40メートル
台数：4台

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第6号	6-1A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から 11度16分169メートルの点 イ 基点第113号から 12度53分262メートルの点 ウ 基点第113号から334度 1分351メートルの点 エ 基点第113号から317度 9分257メートルの点 オ 基点第113号から341度52分159メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 島浦町
	6-1B号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 世界測地系 北緯32度39分36.0秒, 東経131度48分38.0秒 日本測地系 北緯32度39分23.708秒, 東経131度48分46.724秒 </div>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	
	6-2号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から330度39分319メートルの点 イ 基点第113号から326度25分401メートルの点 ウ 基点第113号から319度59分461メートルの点 エ 基点第113号から305度58分389メートルの点 オ 基点第113号から317度 9分257メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 島浦町
	6-3号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から326度25分 89メートルの点 イ 基点第113号から301度28分218メートルの点 ウ 基点第113号から230度45分301メートルの点 エ 基点第113号から197度32分156メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	6-4号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	次のア、イ、ウ、エ、及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から300度54分225メートルの点 イ 基点第113号から295度14分365メートルの点 ウ 基点第113号から245度39分423メートルの点 エ 基点第113号から231度 5分304メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治港防波堤先端の西側角	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 島浦町
区第 7号	7-1号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 熊野江 町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第114号から278度30分147メートルの点 イ 基点第114号から222度30分215メートルの点 ウ 基点第114号から252度 525メートルの点 エ 基点第114号から303度30分608メートルの点 オ 基点第114号から318度30分452メートルの点 基点第114号の位置は次のとおり 基点第114号 延岡市熊野江町ヨコバエ先端 世界測地系 北緯32度40分 0.647秒, 東経131度47分 5.452秒 日本測地系 北緯32度39分48.361秒, 東経131度47分14.168秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 町 熊野江 町
	7-2A 号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 須美江 町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、基点第117号、点オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第115号から281度280メートルの点 イ 基点第116号から 4度300メートルの点 ウ 基点第116号から 29度200メートルの点 エ 基点第116号から 29度 50メートルの点 基点第117号 延岡市須美江町ナガバエ鼻 オ 基点第117号から 29度130メートルの点 カ 基点第115号から245度220メートルの点	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 町 熊野江 町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	7-2B号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業			基点第115号、基点第116号及び基点第117号の位置は次のとおり 基点第115号 延岡市須美江町須美江港南防波堤先端 [世界測地系 北緯32度39分29.146秒, 東経131度46分 4.450秒 日本測地系 北緯32度39分16.858秒、東経131度46分13.159秒] 基点第116号 延岡市須美江町アカズレ [世界測地系 北緯32度39分14.964秒, 東経131度45分48.825秒 日本測地系 北緯32度39分 2.675秒, 東経131度45分57.532秒] 基点第117号 延岡市須美江町ナガバエ鼻 [世界測地系 北緯32度39分10.036秒, 東経131度46分 8.274秒 日本測地系 北緯32度38分57.746秒, 東経131度46分16.982秒]	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	
	7-3号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第118号から 8度49分206.2メートルの点 イ 基点第118号から17度 8分502.5メートルの点 ウ 基点第118号から44度39分538.5メートルの点 エ 基点第118号から67度51分282.8メートルの点 基点第118号の位置は次のとおり 基点第118号 延岡市浦城町七ツ島東端 [世界測地系 北緯32度38分47.235秒, 東経131度46分 6.912秒 日本測地系 北緯32度38分34.943秒, 東経131度46分15.620秒]	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	7-4号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第119号から 0度 185メートルの点 イ 基点第119号から 76度53分132メートルの点 ウ 基点第119号から 56度25分549メートルの点 エ 基点第119号から 35度34分560メートルの点 基点第119号の位置は次のとおり 基点第119号 延岡市浦城町ひら礁北端 世界測地系 北緯32度38分40.937秒, 東経131度46分20.092秒 日本測地系 北緯32度38分28.644秒, 東経131度46分28.801秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町
	7-5号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第120号から 66度52分 707.1メートルの点 イ 基点第120号から 69度48分1,104.5メートルの点 ウ 基点第120号から 99度27分1,208.3メートルの点 エ 基点第120号から110度33分 860.2メートルの点 基点第120号の位置は次のとおり 基点第120号 延岡市浦城町立礁東端 世界測地系 北緯32度38分30.360秒, 東経131度46分46.849秒 日本測地系 北緯32度38分18.065秒, 東経131度46分55.560秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町
	7-6号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第120号から 19度17分 266.2メートルの点 イ 基点第120号から 57度33分 733.7メートルの点 ウ 基点第120号から128度54分1,188.1メートルの点 エ 基点第120号から156度 7分 971.6メートルの点	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町

						<p>基点第120号の位置は次のとおり 基点第120号 延岡市浦城町立礁東端</p>		町
	7-7号	第1種 区画漁 業	貝類・ほや 垂下式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第121号から58度 525メートルの点 イ 基点第121号から63度30分520メートルの点 ウ 基点第121号から52度 125メートルの点 エ 基点第121号から32度30分145メートルの点 基点第121号の位置は次のとおり 基点第121号 延岡市浦城町南浦港浦城防波堤灯台</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>世界測地系 北緯32度38分33.651秒、東経131度45分55.504秒 日本測地系 北緯32度38分21.358秒、東経131度46分 4.210秒</p> </div>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町
区第 8号	8-1A 号	第1種 区画漁 業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	<p>次の基点第125号、点ア、イ及び基点第123号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端 ア 基点第125号から202度30分16メートルの点 イ 基点第123号から200度 73メートルの点 基点第123号 延岡市浦城町田村屋敷西の鼻に設置した標柱</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>世界測地系 北緯32度38分39.560秒、東経131度45分25.580秒 日本測地系 北緯32度38分27.268秒、東経131度45分34.284秒</p> </div>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町
	8-1B 号	第1種 区画漁 業	貝類・ほや 垂下式養殖 業			<p>基点第125号の位置は次のとおり 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>世界測地系 北緯32度38分34.585秒、東経131度45分35.432秒 日本測地系 北緯32度38分22.292秒、東経131度45分44.136秒</p> </div>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	8-2A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	次の基点第126号、点ア、基点第127号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 ア 基点第127号から0度100メートルの点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端 基点第126号及び基点第127号の位置は次のとおり 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 世界測地系 北緯32度38分28.068秒, 東経131度45分49.471秒 日本測地系 北緯32度38分15.774秒, 東経131度45分58.176秒 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端 世界測地系 北緯32度38分25.669秒, 東経131度45分42.247秒 日本測地系 北緯32度38分13.375秒, 東経131度45分50.951秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町
	8-2B号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業				常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	
	8-3A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	次の基点第128号、点ア、イ、ウ及び基点第129号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 ア 基点第128号から 0度 70メートルの点 イ 基点第128号から320度115メートルの点 ウ 基点第129号から283度 65メートルの点 基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端 基点第129号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 世界測地系 北緯32度38分28.466秒, 東経131度45分33.526秒 日本測地系 北緯32度38分16.173秒, 東経131度45分42.230秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町
	8-3B号	第1種 区画漁業	貝類・ほや 垂下式 養殖業				常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	

					<p>基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端</p> <p>世界測地系 北緯32度38分25.181秒, 東経131度31分31.556秒</p> <p>日本測地系 北緯32度38分12.887秒, 東経131度45分40.259秒</p>		
8-4号	第1種 区画漁 業	貝類・ほや 垂下式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	<p>次の基点第131号、点ア、イ及び基点第130号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第131号 延岡市浦城町ミズゴラの鼻東端 ア 基点第131号から102度 45メートルの点 イ 基点第130号から102度135メートルの点</p> <p>基点第130号 延岡市浦城町甫場鼻東端 基点第130号及び基点第131号の位置は次のとおり</p> <p>基点第130号 延岡市浦城町甫場鼻東端</p> <p>世界測地系 北緯32度38分32.418秒, 東経131度45分23.381秒</p> <p>日本測地系 北緯32度38分20.125秒, 東経131度45分32.084秒</p> <p>基点第131号 延岡市浦城町ミズゴラの鼻東端</p> <p>世界測地系 北緯32度38分25.487秒, 東経131度45分25.450秒</p> <p>日本測地系 北緯32度38分13.194秒, 東経131度45分34.153秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第9号	9号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	次の基点第128号、点ア、イ及び基点第127号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 ア 基点第128号から0度 50メートルの点 イ 基点第127号から0度100メートルの点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端 基点第128号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 世界測地系 北緯32度38分28.466秒, 東経131度45分33.526秒 日本測地系 北緯32度38分16.173秒, 東経131度45分42.230秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町
区第10号	10-1A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 土々呂 町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第132号から304度 50メートルの点 イ 基点第132号から 15度480メートルの点 ウ 基点第132号から329度390メートルの点 エ 基点第132号から292度200メートルの点 基点第132号の位置は次のとおり 基点第132号 延岡市土々呂町土々呂港防波堤灯台	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 楯津町
	10-1B号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業			世界測地系 北緯32度30分47.549秒, 東経131度41分10.633秒 日本測地系 北緯32度30分35.225秒, 東経131度41分19.296秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第11号	11-1A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 鯛名町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第133号から 7度130メートルの点 イ 基点第133号から46度266メートルの点 ウ 基点第135号から20度 40メートルの点 エ 基点第134号から95度65メートルの点 基点第133号、基点第134号及び基点第135号の位置は次のとおり 基点第133号 延岡市鯛名町和田鼻東端 世界測地系 北緯32度30分50.207秒, 東経131度41分38.714秒 日本測地系 北緯32度30分37.882秒, 東経131度41分47.381秒 基点第134号 延岡市鯛名町サカキケ浜東端 世界測地系 北緯32度30分40.765秒, 東経131度41分40.513秒 日本測地系 北緯32度30分28.439秒, 東経131度41分49.180秒 基点第135号 延岡市鯛名町エビス鼻北端 世界測地系 北緯32度30分40.557秒, 東経131度41分49.114秒 日本測地系 北緯32度30分28.231秒, 東経131度41分57.782秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 鯛名町
	11-1B号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業				常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第12号	12-1A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 鯛名町 地先	次の基点第136号、点ア、イ及び基点第137号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第136号 延岡市鯛名町698番地稲荷鼻東端に設置した標鉾 ア 基点第136号から91度86メートルの点 イ 基点第137号から91度62メートルの点 基点第137号 延岡市鯛名町698番地下鼻東端に設置した標鉾 基点第136号及び基点第137号の位置は次のとおり 基点第136号 延岡市鯛名町698番地稲荷鼻東端に設置した標鉾 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">[</div> <div style="text-align: center;"> 世界測地系 北緯32度30分38.430秒、東経131度41分56.630秒 日本測地系 北緯32度30分26.140秒、東経131度42分5.298秒 </div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">]</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">[</div> <div style="text-align: center;"> 世界測地系 北緯32度30分28.210秒、東経131度41分57.660秒 日本測地系 北緯32度30分15.883秒、東経131度42分 6.328秒 </div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">]</div> </div>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 赤水町
	12-1B号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業			常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。		
	12-2A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 赤水町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第138号から253度 25メートルの点 イ 基点第138号から 40度 27メートルの点 ウ 基点第138号から344度159メートルの点 エ 基点第138号から307度207メートルの点 オ 基点第139号から248度 33メートルの点 カ 基点第139号から270度 18メートルの点	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 赤水町
	12-2B号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業			常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利		

		業				<p>基点第138号及び基点第139号の位置は次のとおり</p> <p>基点第138号 延岡市赤水町526番に設置した標</p> <p>〔世界測地系 北緯32度30分44.980秒, 東経131度41分57.820秒 日本測地系 北緯32度30分32.654秒, 東経131度42分 6.489秒〕</p> <p>基点第139号 延岡市赤水町567番地赤水神社前に設置した標</p> <p>〔世界測地系 北緯32度30分40.350秒, 東経131度42分 1.860秒 日本測地系 北緯32度30分28.024秒, 東経131度42分10.529秒〕</p>	用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	
区第13号	13-1号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東臼杵 郡門川 町大字 庵川地 先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第142号から142度100メートルの点 イ 基点第142号から 78度330メートルの点 ウ 基点第142号から111度580メートルの点 エ 基点第142号から142度450メートルの点</p> <p>基点第142号の位置は次のとおり</p> <p>基点第142号 東臼杵郡門川町門川港浅海防波堤西灯台</p> <p>〔世界測地系 北緯32度28分15.709秒, 東経131度40分31.139秒 日本測地系 北緯32度28分 3.373秒, 東経131度40分39.797秒〕</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	東臼杵郡 門川町
	13-2A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで	東臼杵 郡門川 町大字 庵川地 先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第143号から70度30分1,125メートルの点 イ 点アから 10度30分571メートルの点 ウ 点アから 43度30分656メートルの点 エ 点アから 80度30分363メートルの点 オ 点アから105度 479メートルの点 カ 点アから139度 346メートルの点</p> <p>基点第143号の位置は次のとおり</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	東臼杵郡 門川町
	13-2B	第1種	貝類垂下式			基点第143号の位置は次のとおり	常に海洋環境の保全に配慮	

	号	区画漁業	養殖業			<p>基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯</p> <p>世界測地系 北緯32度28分15.801秒, 東経131度39分39.831秒</p> <p>日本測地系 北緯32度28分 3.468秒, 東経131度39分48.485秒</p>	し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	
	13-3A号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	東臼杵郡門川町加草地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第143号から29度30分 865メートルの点</p> <p>イ 基点第143号から 7度12分 953メートルの点</p> <p>ウ 基点第143号から 9度 1,100メートルの点</p> <p>エ 基点第143号から25度 1,130メートルの点</p> <p>基点第143号の位置は次のとおり</p> <p>基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	東臼杵郡門川町
	13-3B号	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業			基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	
	13-4A号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	東臼杵郡門川町加草地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第143号から43度30分450メートルの点</p> <p>イ 基点第143号から357度550メートルの点</p> <p>ウ 基点第143号から4度5分776メートルの点</p> <p>エ 基点第143号から40度50分678メートルの点</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	東臼杵郡門川町
	13-4B号	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業				常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第14号	14-1号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	東白杵 郡門川 町大字 門川尾 末地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から90度 400メートルの点 イ 基点第143号から94度30分800メートルの点 ウ 点イから42度230メートルの点 エ 点アから42度230メートルの点 基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東白杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	東白杵郡 門川町
	14-2A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	東白杵 郡門川 町大字 門川尾 末地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第144号から149度 220メートルの点 イ 基点第144号から 76度 350メートルの点 ウ 基点第144号から 97度10分510メートルの点 エ 基点第144号から131度42分500メートルの点 基点第144号の位置は次のとおり 基点第144号 東白杵郡門川町門川港南防波堤灯台	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	東白杵郡 門川町
	14-2B号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 世界測地系 北緯32度28分12.545秒, 東経131度39分41.095秒 日本測地系 北緯32度28分 0.212秒, 東経131度39分49.749秒 </div>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	
区第15号	15-1A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	日向市 大字日 知屋字 畑浦地 先	次の基点第145号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第148号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第145号 日向市大字日知屋字畑浦ハゲシタに設置した標柱 ア 基点第145号から185度 40メートルの点 イ 基点第146号から185度 118メートルの点 ウ 基点第147号から201度37分 27メートルの点	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	日向市 大字細島 大字日知 屋

	15-1B号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業			<p>エ 基点第148号から185度 60メートルの点 基点第148号 日向市大字日知屋字畑浦鼻モトに設置した標柱</p> <p>基点第145号、146号、147号及び148号の位置は次のとおり 基点第145号 日向市大字日知屋字畑浦ハゲシタに設置した標柱</p> <p>〔世界測地系 北緯32度25分49.470秒, 東経131度39分54.860秒 日本測地系 北緯32度25分37.122秒, 東経131度40分 3.509秒〕</p> <p>基点第146号 日向市大字日知屋字畑浦小水浦に設置した標柱</p> <p>〔世界測地系 北緯32度25分54.570秒, 東経131度40分 9.750秒 日本測地系 北緯32度25分42.222秒, 東経131度40分18.400秒〕</p> <p>基点第147号 日向市大字日知屋字畑浦ウノへに設置した標柱</p> <p>〔世界測地系 北緯32度25分50.690秒, 東経131度40分23.070秒 日本測地系 北緯32度25分38.341秒, 東経131度40分31.721秒〕</p> <p>基点第148号 日向市大字日知屋字畑浦鼻モトに設置した標柱</p> <p>〔世界測地系 北緯32度25分50.450秒, 東経131度40分34.660秒 日本測地系 北緯32度25分38.100秒, 東経131度40分43.312秒〕</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	
区第16号	16号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮崎市 大字内 海地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 世界測地系 北緯31度45分23.900秒, 東経131度28分33.600秒 日本測地系</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	宮崎市 大字内海

						<p>北緯31度45分11.330秒, 東経131度28分42.092秒</p> <p>イ 世界測地系 北緯31度45分24.000秒, 東経131度28分34.900秒 日本測地系 北緯31度45分11.430秒, 東経131度28分43.392秒</p> <p>ウ 世界測地系 北緯31度45分21.900秒, 東経131度28分36.400秒 日本測地系 北緯31度45分09.329秒, 東経131度28分44.892秒</p> <p>エ 世界測地系 北緯31度45分20.000秒, 東経131度28分37.000秒 日本測地系 北緯31度45分07.429秒, 東経131度28分45.492秒</p> <p>オ 世界測地系 北緯31度45分17.000秒, 東経131度28分37.000秒 日本測地系 北緯31度45分04.429秒, 東経131度28分45.491秒</p> <p>カ 世界測地系 北緯31度45分17.000秒, 東経131度28分35.000秒 日本測地系 北緯31度45分04.429秒, 東経131度28分43.491秒</p> <p>キ 世界測地系 北緯31度45分20.000秒, 東経131度28分36.000秒 日本測地系 北緯31度45分07.429秒, 東経131度28分44.492秒</p>	ならない。	
区第 17号	17号	第1種 区画漁 業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	日南市 鵜戸地 先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 世界測地系 北緯31度39分30.400秒, 東経131度27分39.800秒 日本測地系 北緯31度39分17.790秒, 東経131度27分48.269秒</p> <p>イ 世界測地系 北緯31度39分27.100秒, 東経131度27分41.500秒 日本測地系</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	日南市 鵜戸

						<p>北緯31度39分14.490秒, 東経131度27分49.969秒</p> <p>ウ 世界測地系 北緯31度39分25.400秒, 東経131度27分36.200秒</p> <p>日本測地系 北緯31度39分12.789秒, 東経131度27分44.668秒</p> <p>エ 世界測地系 北緯31度39分28.800秒, 東経131度27分34.700秒</p> <p>日本測地系 北緯31度39分16.190秒, 東経131度27分43.169秒</p>		
区第18号	18号	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	日南市 南郷町 中村乙 地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 世界測地系 北緯31度32分24.100秒, 東経131度23分21.600秒</p> <p>日本測地系 北緯31度32分11.468秒, 東経131度23分30.038秒</p> <p>イ 世界測地系 北緯31度32分24.100秒, 東経131度23分22.700秒</p> <p>日本測地系 北緯31度32分11.468秒, 東経131度23分31.139秒</p> <p>ウ 世界測地系 北緯31度32分22.100秒, 東経131度23分21.900秒</p> <p>日本測地系 北緯31度32分09.467秒, 東経131度23分30.338秒</p> <p>エ 世界測地系 北緯31度32分22.700秒, 東経131度23分20.900秒</p> <p>日本測地系 北緯31度32分10.067秒, 東経131度23分29.338秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	日南市 南郷町
区第19号	19-1号	第1種 区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	日南市 南郷町 中村乙 地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 世界測地系 北緯31度32分36.700秒, 東経131度23分15.900秒</p> <p>日本測地系 北緯31度32分24.069秒, 東経131度23分24.338秒</p> <p>イ 世界測地系 北緯31度32分37.000秒, 東経131度23分15.000秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	日南市 南郷町

					日本測地系 北緯31度32分24.369秒, 東経131度23分23.438秒 ウ 世界測地系 北緯31度32分38.400秒, 東経131度23分15.400秒 日本測地系 北緯31度32分25.769秒, 東経131度23分23.838秒 エ 世界測地系 北緯31度32分38.200秒, 東経131度23分16.300秒 日本測地系 北緯31度32分25.569秒, 東経131度23分24.738秒		
19-2号	第1種 区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	日南市 南郷町 中村乙 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 世界測地系 北緯31度32分29.900秒, 東経131度23分22.900秒 日本測地系 北緯31度32分17.268秒, 東経131度23分31.338秒 イ 世界測地系 北緯31度32分27.100秒, 東経131度23分22.600秒 日本測地系 北緯31度32分14.468秒, 東経131度23分31.038秒 ウ 世界測地系 北緯31度32分23.100秒, 東経131度23分20.000秒 日本測地系 北緯31度32分10.467秒, 東経131度23分28.438秒 エ 世界測地系 北緯31度32分23.700秒, 東経131度23分19.200秒 日本測地系 北緯31度32分11.068秒, 東経131度23分27.638秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	日南市 南郷町
19-3号	第1種 区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	日南市 南郷町 中村乙 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 世界測地系 北緯31度32分23.700秒, 東経131度23分32.100秒 日本測地系 北緯31度32分11.067秒, 東経131度23分40.539秒 イ 世界測地系	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	日南市 南郷町

						<p>北緯31度32分23.200秒, 東経131度23分32.800秒 日本測地系</p> <p>ウ 北緯31度32分10.567秒, 東経131度23分41.239秒 世界測地系</p> <p>北緯31度32分19.600秒, 東経131度23分29.900秒 日本測地系</p> <p>エ 北緯31度32分06.967秒, 東経131度23分38.339秒 世界測地系</p> <p>北緯31度32分20.100秒, 東経131度23分29.200秒 日本測地系</p> <p>北緯31度32分07.467秒, 東経131度23分37.639秒</p>		
区第 20号	20-1 号	第1種 区画漁 業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	日南市 南郷町 潟上地 先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 世界測地系 北緯31度30分43.900秒, 東経131度22分41.500秒 日本測地系</p> <p>イ 北緯31度30分31.255秒, 東経131度22分49.936秒 世界測地系</p> <p>北緯31度30分41.300秒, 東経131度22分42.500秒 日本測地系</p> <p>ウ 北緯31度30分28.654秒, 東経131度22分50.936秒 世界測地系</p> <p>北緯31度30分37.100秒, 東経131度22分37.200秒 日本測地系</p> <p>エ 北緯31度30分24.453秒, 東経131度22分45.635秒 世界測地系</p> <p>北緯31度30分39.600秒, 東経131度22分35.400秒 日本測地系</p> <p>北緯31度30分26.954秒, 東経131度22分43.835秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	日南市 南郷町 潟上 贅波
	20-2 号	第1種 区画漁 業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	日南市 南郷町 潟上地 先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 世界測地系 北緯31度30分21.900秒, 東経131度22分39.100秒 日本測地系</p> <p>北緯31度30分09.250秒, 東経131度22分47.535秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	日南市 南郷町 潟上 贅波

						イ 世界測地系 北緯31度30分23.300秒, 東経131度22分40.400秒 日本測地系 北緯31度30分10.651秒, 東経131度22分48.835秒 ウ 世界測地系 北緯31度30分19.300秒, 東経131度22分47.100秒 日本測地系 北緯31度30分06.650秒, 東経131度22分55.535秒 エ 世界測地系 北緯31度30分18.100秒, 東経131度22分45.700秒 日本測地系 北緯31度30分05.450秒, 東経131度22分54.135秒	ならない。	
区第 21号	21-1A	第1種 区画漁 業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	串間市 大字南 方ビン ダレ島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第149号から147度22分1,146メートルの点 イ 基点第149号から176度17分1,532メートルの点 ウ 基点第149号から190度29分1,245メートルの点 エ 基点第149号から199度 3分1,356メートルの点 オ 基点第149号から215度 9分1,229メートルの点 カ 基点第149号から203度13分 345メートルの点 基点第149号の位置は次のとおり 基点第149号 串間市大字南方金谷に設置した標柱 世界測地系 北緯31度26分33.440秒, 東経131度12分53.570秒 日本測地系 北緯31度26分20.771秒, 東経131度13分 1.956秒	常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならない。	串間市 大字西方 大字南方 大字本城 大字崎田
	21-1B	第1種 区画漁 業	貝類垂下式 養殖業			常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電 灯その他照明等による標識を 設置し、維持管理しなければ ならない。		
	21-2	第1種 区画漁 業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	串間市 大字南 方ビン ダレ島 沖合	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第150号から272度7分2,540メートルの点 イ 基点第150号から255度7分3,494メートルの点 ウ 基点第150号から234度29分2,937メートルの点 エ 基点第150号から242度38分1,999メートルの点 オ 基点第150号から250度30分2,115メートルの点 カ 基点第150号から255度7分1,912メートルの点 基点第150号の位置は次のとおり	常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電 灯その他照明等による標識を 設置し、維持管理しなければ ならない。	串間市 大字西方 大字南方 大字本城 大字崎田

					基点第150号 串間市大字崎田防波堤に設置した標紙 世界測地系 北緯31度25分 2.760秒, 東経131度14分20.940秒 日本測地系 北緯31度24分50.084秒, 東経131度14分29.328秒		
21-3号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	串間市 大字南 方ビン ダレ島 沖合	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 世界測地系 北緯31度25分46.300秒, 東経131度11分57.200秒 日本測地系 北緯31度25分33.627秒, 東経131度12分05.579秒 イ 世界測地系 北緯31度25分21.400秒, 東経131度12分33.200秒 日本測地系 北緯31度25分08.723秒, 東経131度12分41.581秒 ウ 世界測地系 北緯31度24分44.400秒, 東経131度11分56.700秒 日本測地系 北緯31度24分31.720秒, 東経131度12分05.077秒 エ 世界測地系 北緯31度25分07.800秒, 東経131度11分22.000秒 日本測地系 北緯31度24分55.123秒, 東経131度11分30.375秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	串間市 大字西方 大字南方 大字本城 大字崎田

定置漁業権

定置漁業権漁場計画

公示 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
定第 1号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市北浦町 古江字瀬平地 先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第1号から 34度59分 229メートルの点 イ 基点第1号から 91度48分1, 117メートルの点 ウ 基点第1号から139度 2分 963メートルの点 エ 基点第1号から 56度10分 158メートルの点</p> <p>基点第1号の位置は次のとおり 基点第1号 延岡市北浦町古江字瀬平芋の子礁に設置した標 鋳</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>世界測地系 北緯32度43分56.310秒, 東経131度52分36.330秒 日本測地系 北緯32度43分44.036秒, 東経131度52分45.084秒</p> </div>		延岡市 北浦町
定第 2号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市島浦町 鼻熊地先	<p>次の基点第3号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第3号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱</p> <p>ア 基点第3号から 35度 320メートルの点 イ 基点第3号から100度1,000メートルの点 ウ 基点第3号から160度1,000メートルの点 エ 基点第3号から170度 630メートルの点</p> <p>基点第3号の位置は次のとおり 基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>世界測地系 北緯32度39分39.380秒, 東経131度49分47.840秒 日本測地系 北緯32度39分27.087秒, 東経131度49分56.570秒</p> </div>		延岡市 島浦町

公示 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区				
定第 3号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市島浦町 観音崎地先	<p>次の基点第4号、点ア、イ及び基点第4号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鈿</p> <p>ア 基点第4号から180度700メートルの点</p> <p>イ 基点第4号から230度700メートルの点</p> <p>基点第4号の位置は次のとおり</p> <p>基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鈿</p> <table border="1" data-bbox="922 587 1671 740"> <tr> <td>世界測地系</td> </tr> <tr> <td>北緯32度39分27.710秒, 東経131度48分52.520秒</td> </tr> <tr> <td>日本測地系</td> </tr> <tr> <td>北緯32度39分15.418秒, 東経131度49分 1.246秒</td> </tr> </table>	世界測地系	北緯32度39分27.710秒, 東経131度48分52.520秒	日本測地系	北緯32度39分15.418秒, 東経131度49分 1.246秒		延岡市 島浦町
世界測地系											
北緯32度39分27.710秒, 東経131度48分52.520秒											
日本測地系											
北緯32度39分15.418秒, 東経131度49分 1.246秒											
定第 4号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市浦城町 地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第5号から56度30分 605メートルの点</p> <p>イ 基点第5号から70度 1,095メートルの点</p> <p>ウ 基点第5号から87度 1,085メートルの点</p> <p>エ 基点第5号から75度 510メートルの点</p> <p>基点第5号の位置は次のとおり</p> <p>基点第5号 延岡市浦城町ひら礁北端</p> <table border="1" data-bbox="922 1136 1671 1289"> <tr> <td>世界測地系</td> </tr> <tr> <td>北緯32度38分40.937秒, 東経131度46分20.092秒</td> </tr> <tr> <td>日本測地系</td> </tr> <tr> <td>北緯32度38分28.644秒, 東経131度46分28.801秒</td> </tr> </table>	世界測地系	北緯32度38分40.937秒, 東経131度46分20.092秒	日本測地系	北緯32度38分28.644秒, 東経131度46分28.801秒		延岡市 浦城町 安井町
世界測地系											
北緯32度38分40.937秒, 東経131度46分20.092秒											
日本測地系											
北緯32度38分28.644秒, 東経131度46分28.801秒											

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
定第5号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市安井町 地先	次の基点第6号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第6号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鋌 ア 基点第6号から315度 300メートルの点 イ 基点第6号から 18度30分671メートルの点 ウ 基点第6号から105度の見通線と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 エ 基点第6号から140度の見通線と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 基点第6号の位置は次のとおり 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鋌 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 世界測地系 北緯32度37分 6.420秒, 東経131度46分24.820秒 日本測地系 北緯32度36分54.118秒, 東経131度46分33.525秒 </div>		延岡市 浦城町 安井町
定第6号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市赤水町 地先	次の基点第7号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第7号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端 ア 基点第7号から317度300メートルの点 イ 基点第7号から 20度800メートルの点 ウ 基点第7号から 70度800メートルの点 エ 延岡市赤水町名水荒神礁南端 基点第7号の位置は次のとおり 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 世界測地系 北緯32度30分0.942秒, 東経131度43分30.956秒 日本測地系 北緯32度30分13.274秒, 東経131度43分22.282秒 </div>		延岡市 土々呂町 鯛名町 赤水町 松原町 櫛津町 妙見町

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
定第7号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	日向市大字細 島飛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第8号から330度 50メートルの点 イ 基点第8号から 10度600メートルの点 ウ 基点第8号から 60度600メートルの点 エ 基点第8号から 75度150メートルの点 基点第8号の位置は次のとおり 基点第8号 日向市大字細島ナガ礁ウノハエ 世界測地系 北緯32度25分31.247秒, 東経131度41分24.344秒 日本測地系 北緯32度25分18.893秒, 東経131度41分32.999秒		日向市 大字細島
定第8号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	宮崎市大字内 海地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 旧基点第8号から 70度 490メートルの点 イ 旧基点第8号から 84度1,665メートルの点 ウ 旧基点第8号から 112度1,795メートルの点 エ 旧基点第8号から 104度 475メートルの点 旧基点第8号の位置は、次のとおり。 旧基点第8号 宮崎市大字内海 674番地防波堤南第2昇降口に設置した標鋳 世界測地系 北緯31度45分53.581秒, 東経 131度28分39.298秒 日本測地系 北緯31度45分41.015秒, 東経 131度28分47.793秒		宮崎市 大字内海

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
定第9号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	10月1日から 翌年7月31日 まで	日南市南郷町 大字中村乙字 大島地先	次の基点第9号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第9号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁 ア 基点第9号から11度150メートルの点 イ 点アから 60度650メートルの点 ウ 点エから 120度650メートルの点 エ 基点第9号から170度150メートルの点 基点第9号の位置は次のとおり 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁 〔世界測地系 北緯31度31分45.943秒, 東経131度25分1.033秒 日本測地系 北緯31度31分33.306秒, 東経131度25分9.476秒〕		日南市 南郷町
定第10号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	10月1日から 翌年7月31日 まで	串間市大字市 木築島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第10号から 0度 30メートルの点 イ 基点第10号から 60度800メートルの点 ウ 基点第10号から130度800メートルの点 エ 基点第10号から180度 30メートルの点 基点第10号の位置は次のとおり 基点第10号 串間市大字市木築島オリ口の沖の瀬（通称ジュウシン） 〔世界測地系 北緯31度28分37.645秒, 東経131度23分31.254秒 日本測地系 北緯31度28分24.980秒, 東経131度23分39.689秒〕		串間市 大字市木

公示 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区								
定第 12号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	10月1日から 翌年6月30日 まで	串間市大字大 納野々杵地先	<p>次の基点第11号、点ア、イ、ウ及び基点第11号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第11号 串間市大字大納字野々杵八幡ブリ岩</p> <p>ア 基点第11号から30度 200メートルの点</p> <p>イ 点アから 40度1,000メートルの点</p> <p>ウ 基点第11号から90度1,000メートルの点</p> <p>基点第11号の位置は次のとおり</p> <p>基点第11号 串間市大字大納字野々杵八幡ブリ岩</p> <table border="1" data-bbox="922 587 1668 737"> <tr> <td>世界測地系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北緯31度22分35.700秒, 東経131度20分40.649秒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本測地系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北緯31度22分48.396秒, 東経131度20分32.237秒</td> <td></td> </tr> </table>	世界測地系		北緯31度22分35.700秒, 東経131度20分40.649秒		日本測地系		北緯31度22分48.396秒, 東経131度20分32.237秒			串間市 大字大納
世界測地系															
北緯31度22分35.700秒, 東経131度20分40.649秒															
日本測地系															
北緯31度22分48.396秒, 東経131度20分32.237秒															